

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム光来園運営規程

平成23年3月28日

特養訓令第1号

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム光来園運営規程の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年10月23日条例第64号。以下「介護保険法基準」という。）第29条及び第51条並びに愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年10月23日条例第61号。以下「老人福祉法基準」という。）第8条並びに宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則（平成22年規則第6号。以下「規則」という。）に基づき、宇和島地区広域事務組合が開設する特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（事業の目的）

第2条 施設は、居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者等の入所を受け入れて、適正な施設サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項で規定する「介護福祉施設サービス」及び老人福祉法基準で規定する「処遇」をいう。以下同じ。）を提供することを目的とする。

（事業の基本方針）

第3条 施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 施設は、施設サービス計画（介護保険法第8条第26項で規定する「施設サービス計画」及び老人福祉法基準第14条で規定する「処遇に関する計画」をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するように努めなければならない。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めな

なければならない。

（施設の名称及び所在地）

第4条 施設の名称及び所在地は、宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第5号。以下「条例」という。）第3条の定めにより、次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホーム光来園
- （2）所在地 愛媛県宇和島市保田甲806番地

（職員の職種及び員数）

第5条 職員の職種及び員数は、規則第2条の定めにより、次のとおりとする。

（1）職種及び員数

職 種	人 員	
	常 勤	非 常 勤
施設長	1	
事務職員	3	
生活相談員	3	
介護職員	47	5
看護職員	9	1
機能訓練指導員	2	
栄養士	3	
調理員	7	4
医師		業務委託（1）
宿直員		2
洗濯職員		5
清掃職員		2
介護支援専門員（兼務）	（7）	
計	75	19

（2）必要に応じ、施設長心得、施設長補佐、専門員、係長、主任、主査、主事、会計年度任用職員、臨時的任用職員を置くことができる。

（3）職員は、法令に反しない限りにおいて他の職種及び併設施設の職員を兼ねることができる。

（職務内容）

第6条 職員の職務内容は、規則第3条の定めにより、次のとおりとする。

- （1）施設長は、上司の命を受け施設の管理運営全般を統轄し、施設職員を指揮監督する。
- （2）職員は、施設長の命を受け、次の職務に従事する。

職 種	職 務 内 容
事務職員	施設運営の事務に関すること、及び他の職種の事務に属さないこと。
生活相談員	入所者の生活向上のための相談、助言及びその他の援助に関すること。
介護職員	入所者の介護、日常生活上の世話及びレクリエーション等の提供に関すること。
看護職員	入所者の看護、健康管理、日常生活の世話に関すること。
機能訓練指導員	入所者の機能訓練及び指導に関すること。
栄養士	入所者の栄養管理、給食献立及び給食業務に関すること。
調理員	給食業務に関すること。
医 師	入所者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に関すること。
宿直員	施設の管理宿直業務に関すること。
洗濯職員	入所者の衣類洗濯、補修に関すること。
清掃職員	施設内の清掃、美化活動に関すること。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成、その進行管理及び評価に関すること。

(3) 施設長心得を置くときの施設長心得の職務は、施設長と同様とする。

(4) 施設長補佐は、施設長を補佐し、施設長に事故あるときは、その職務を代行する。

(5) 係長又は主任は、上司の命を受けて所属職員を指揮監督する。

(6) 施設長が不在のとき代決する職員は、事務局長の承認を得なければならない。
ただし、施設長補佐又は庶務係長を置く施設については、この限りでない。

(7) 前号の規定により代決した事項が重要なもの又は特に必要と認めるものは、後
関を受けなければならない。

(職員の勤務体制等)

第 7 条 職員の勤務体制は、規則第 4 条の定めにより、次のとおりとする。

(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（昭和 4 8 年条例第 8 号）、宇和島地区広域事務組合職員の臨時的任用に関する規則（平成 2 1 年規則第 3 号）、その他職員の勤務に関し定める規定による。

(2) 夜間勤務者の勤務時間は、午後 4 時から翌日午前 9 時までとし、この時間の途中に 1 時間 3 0 分の休憩時間を取るものとする。

(3) 夜間勤務者は、その翌日を休務とする。

(4) 早出勤務者及び遅出勤務者の勤務時間は、施設長が別に定める。

(5) 施設長は、毎月の勤務表を前月 2 0 日までに策定し、当該職員に周知するものとする。

2 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 施設は、施設の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければな

らない。

（入所定員及び定員の遵守）

第8条 施設の入所者の定員は、条例第5条の定めにより、1日当たり130人までとする。

2 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第9条 施設は、施設サービスの提供の開始に際は、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制、その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得なければならない。

2 入所申込者は、施設入所に同意する場合は、身元引受人と共に、組合長と介護老人福祉施設利用契約を締結するものとする。

（提供拒否の禁止）

第10条 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第12条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して施設サービスを提供するように努めなければならない。

（入退所）

第13条 施設は、入所申込者について、別に定める入所基準により入所検討を行い、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員間で協議しなければならない。
- 6 施設は、入所者の心身の状況や置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 8 施設は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第2号の規定により措置された入所者が次の各号に該当するときは、当該入所者を委託した福祉事務所長等と協議して退所を命ずることができる。
 - (1) この規程を守らないとき。
 - (2) 秩序を害する行為があったとき。
 - (3) その他共同生活を著しく乱すと認められるとき。

（要介護認定の申請に係る援助）

- 第14条 施設は、入所申込の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

- 第15条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録しなければならない。

（利用料その他の費用の額）

第 16 条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び愛媛県が定める条例によるものとし、当該施設サービスが法定代理サービスであるときは、介護保険負担割合証による割合の額とする。ただし、平成 12 年 3 月 31 日における措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）は、厚生労働大臣が別に定める額によるものとする。

2 施設は、前項の規定のほか、条例及び規則の定めにより、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。

(1) 食費の額 規則第 6 条第 1 項で定める次の額

ア．組合長が定める組合の食費の額（別表第 1）

イ．入所者が支払う食費の額（別表第 2、食費の負担限度額）

ウ．旧措置入所者が支払う食費の額（別表第 3、食費の特定負担限度額）

(2) 居住費の額 条例第 15 条第 1 項から第 3 項で定める次の額

ア．組合長が算定した居住費の額（別表第 4 上段の組合の居住費）及び厚生労働大臣が定める平均的な居住費の額を勘案して組合長が定める組合の居住費の額（別表第 4 下段の居住費等の基準費用額告示）

イ．入所者が支払う居住費の額（別表第 5、居住費の負担限度額）

ウ．旧措置入所者が支払う居住費の額（別表第 6、居住費の特定負担限度額）

(3) 入所者の希望により特別な居住環境が必要となった場合の費用 実費

(4) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(5) 理美容代 実費

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの 実費

3 施設は、前項第 2 号の居住費のうち従来型個室について、過去の入所者の負担状況等を勘案して、厚生労働大臣が定める基準（経過措置）に該当する入所者に限り、条例第 15 条第 3 項の定めにより、居住費は多床室の額とする。

4 施設は、前 3 項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（費用の額の変更）

第 17 条 施設は、前条第 2 項第 1 号及び第 3 項に掲げる食費及び居住費の額について、その実績額と著しい差額を生じさせないために、必要に応じて算定変更を行わなければならない。

2 施設は、前項の算定変更を行うときは、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、変更後の食費及び居住費の額、並びにその根拠について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(利用料の軽減)

第 18 条 施設は、条例第 16 条の規定に基づき、その社会的な役割にかんがみ、生計が困難な者として市町村から軽減措置対象であることの確認証を交付された入所者が、施設に当該確認証を提示した場合は、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行わなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 19 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第 20 条 施設サービス計画に用いる課題分析票は、包括的自立支援プログラム（三団体ケアプラン策定研究会方式）とする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に入所者に面接すること。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (1) 入所者が介護保険法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が介護保険法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（施設サービスの取扱方針）

- 第21条 施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。
- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入所者のプライバシーの確保に配慮しなければならない。
- 4 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 5 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下同条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 6 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 7 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

- 第22条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心

身の状況に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。
- 6 施設は、入所者に対し、前各項に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 施設は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第 23 条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 施設は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めなければならない。
- 3 施設は、入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、栄養士、歯科医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態を考慮した栄養ケア計画を作成し、定期的にその評価及び見直しを行わなければならない。

（相談及び援助）

第 24 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第 25 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第 26 条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第 27 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 28 条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第 29 条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 30 条 入所者は、次の各号に掲げる事項を守り、入所者相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
 - (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。
 - (4) 許可なく飲酒しないこと。
 - (5) 施設内の秩序を乱す言動をしないこと。
- 2 入所者が外泊しようとするときは、施設長に届け出て、許可を得なければならない。
- 3 入所者が外出しようとするときは、あらかじめ行き先、用件、所要時間等を施設の職員に申し出なければならない。

(緊急時における対応)

第 31 条 施設の職員等は、施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 32 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応及び次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第 33 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 to開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第 34 条 施設は、規則第 7 条の定めにより、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の法令の規定による設備を設置しなければならない。

2 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 35 条 施設は、入所者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上、又必要に応じ随時開催し、その結果について職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成 18 年厚生労働省告示第 268 号）に沿った対応を行うこと。

(苦情処理)

第 36 条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、宇和島地区広域事務組合社会福祉施設における苦情解決に関する事務取扱規程（平成 17 年訓令第 1 号）に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

4 施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(秘密保持等)

第 37 条 職員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条の規定に基づき、正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においても同様とする。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する場合に

は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第 38 条 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（掲示及び広告等）

第 39 条 施設は、施設の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 施設は、施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（地域との連携等）

第 40 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 施設は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する職員が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備等）

第 41 条 施設は、規則第 8 条第 1 項の定めにより、次の諸記録その他重要な帳簿を整備しなければならない。

（1）管理に関する記録

ア．事業日誌

イ．職員の勤務状況等に関する帳簿

ウ．その他施設運営に関して重要な記録

（2）入所者等に関する記録

ア．入所者名簿

イ．健康診断記録簿

ウ．給食献立表

エ．施設サービス計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録

（3）会計経理に関する記録

ア．介護給付費及び利用料等の請求並びに受領に関する重要な関係書類

イ．備品台帳

ウ．その他会計経理に関して重要な記録

(委任)

第 42 条 この規程に定める事項のほか、施設の管理及び運営について必要がある場合は、関係法令等に反しない限り、組合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日特養訓令第 1 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 3 日特養訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 4 月 2 日特養訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 7 月 21 日特養訓令第 2 号)

この訓令は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日特養訓令第 2 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 27 日特養訓令第 3 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 3 月 30 日特養訓令第 1 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日特養訓令第 1 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日特養訓令第 3 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 9 月 30 日特養訓令第 1 号)

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日特養訓令第 1 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日特養訓令第 1 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 7 月 26 日特養訓令第 2 号)

この訓令は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日特養訓令第 1 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 30 日特養訓令第 1 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日特養訓令第 1 号）
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 25 日特養訓令第 2 号）
この訓令は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日特養訓令第 1 号）
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 16 条関係）

食 費

食費の額（日額）
1, 4 4 5 円

別表第 2（第 16 条関係）

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1－①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、 合計所得金額＋年金収入額が 80.9 万円超 120 万円以下の者等	6 5 0 円
1－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、 合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の者等	1, 3 6 0 円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、 合計所得金額＋年金収入額が 80.9 万円以下の者等	3 9 0 円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	3 0 0 円
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1, 4 4 5 円

別表第 3（第 16 条関係）

食費の特定負担限度額

所得の区分	概 要	食費の特定負担限度額（日額）
1－①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80.9 万円超 120 万円以下の者等	6 5 0 円
1－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の者等	1, 3 6 0 円

	て、合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の者等	
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80.9 万円以下の者等	3 9 0 円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	3 0 0 円 (平成 17 年 9 月 30 日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成 12 年厚生省告示第 63 号)における表の下欄の割合が 100 分の 95 以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の 1 日当たりの額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が 300 円未満であるものにあつては、当該額)
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1 , 4 4 5 円

別表第 4 (第 16 条関係)

居 住 費

	ユニット型個室	従来型個室	多 床 室
組合の居住費 (日額)	2 , 4 3 0 円	1 , 2 3 1 円	9 1 5 円
居住費等の基準費用額告示 (日額)	2 , 0 6 6 円	1 , 2 3 1 円	9 1 5 円

別表第 5 (第 16 条関係)

居住費の負担限度額

所得区分	概 要	居住費の負担限度額 (日額)		
		ユニット型 個室	従来型個室	多 床 室
1	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、課税年金収入額が 80.9 万円超 266 万円未満の者等	1 , 3 7 0 円	8 8 0 円	4 3 0 円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋課	8 8 0 円	4 8 0 円	4 3 0 円

	税年金収入額が 80.9 万円以下の者等			
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	880円	380円	0円
4	所得の区分1から3以外の者	2,066円	1,231円	915円

別表第6（第16条関係）

居住費の特定負担限度額

所得 区分	概 要	居住費の負担限度額（日額）		
		ユニット型 個室	従来型個室	多床室
1	実質的負担軽減者以外であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者等	1,370円	880円	430円
2	実質的負担軽減者であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者等	1,370円	0円	0円
3	実質的負担軽減者以外であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額＋課税年金収入額が 80.9 万円以下の者等	880円	480円	430円
4	実質的負担軽減者であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額＋課税年金収入額が 80.9 万円以下の者等	880円	480円 ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる額とする。 ア 利用者負担 5%に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合（イに掲げる場合を除く。）380円 イ 利用者負担 5%に食費の特定負担限度額及び一日につき380円	430円 ただし、利用者負担 5%に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合にあっては、0円

			とした居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合 0 円	
5	実質的負担軽減者以外の者であって次に掲げる者等 ア 本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者 イ 生活保護の受給者	880 円	380 円	0 円
6	実質的負担軽減者であって次に掲げる者等 ア 本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者及びこれに準ずると認められる者 イ 生活保護の受給者	880 円	0 円	0 円
7	所得の区分 1 から 6 以外の者	2,066 円	1,231 円	915 円

※ 費用徴収額とは、介護保険法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額

※ 実質的負担軽減者とは、施行法による負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている者（平成 17 年 9 月 30 日において施設介護サービス費の利用者負担割合が 5 % 以下の者）をいう。